

## 短期入所療養介護（介護予防療養介護）利用料金表

令和 2年 8月 1日  
介護老人保健施設  
アメニティきゅうらぎ

### 1. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用料金

- (1) 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）利用者負担は1割または一定以上の所得のある方は2割、現役並みの所得のある方は3割が利用者の負担額となります。

（単位：円）

	多床室			個室		
	(1割)	(2割)	(3割)	(1割)	(2割)	(3割)
要支援1	613	1,226	1,839	580	1,160	1,740
要支援2	768	1,536	2,304	721	1,442	2,163
要介護1	829	1,658	2,487	755	1,510	2,265
要介護2	877	1,754	2,631	801	1,602	2,403
要介護3	938	1,876	2,814	862	1,724	2,586
要介護4	989	1,978	2,967	914	1,828	2,742
要介護5	1,042	2,084	3,126	965	1,930	2,895

### (2) 食費及び居住費（日額）

（単位：円）

利用者負担段階	食費	多床室 居住費	個室 居住費
第1段階	300	0	490
第2段階	390	377	490
第3段階	650	377	1,310
第4段階	(※1) 1,392	377	1,668

(※1) 朝食 400円 昼食 462円 夕食 530円

\*上記「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額となります。

### (3) 加算料金

（単位：円）

	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
夜勤職員配置加算 (※1)	24/日	48/日	72/日
個別リハビリテーション実施加算 (※2)	240/日	480/日	720/日
認知症ケア加算（要介護者のみ）(※3)	76/日	152/日	228/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (※4)	200/日	400/日	600/日
緊急短期入所受入加算 (※5) （7日間を限度）（要介護者のみ）	90/日	180/日	270/日
重度療養管理加算（要介護者のみ）(※6)	120/日	240/日	360/日
送迎加算 (※7)	184/片道 368/往復	368/片道 736/往復	552/片道 1,104/往復
療養食加算（1日3回を限度）(※8)	8/回	16/回	24/回
緊急時施設療養費 （緊急時治療管理 特別治療）(※9)	518/日	1,036/日	1,554/日

在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ） （※10）	34／日	68／日	102／日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ（※11）	18／日	36／日	54／日
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（※12）	上記利用料合計の 3.9%		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（※12）	上記利用料合計の 2.1%		

- （※1）夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が 20 人に対し 1 人以上配置している場合
- （※2）医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合
- （※3）日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又は M に該当し、認知症専門棟において認知症に対応した処遇を受けることが適当であると医師が認めた者に対してサービスを行った場合
- （※4）医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、短期入所療養介護サービスを行った場合
- （※5）利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合。
- （※6）利用者（要介護状態区分が要介護 4 又は 5 の者に限る。）であって、別の厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養上必要な処置を行った場合
- （※7）利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合
- （※8）食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われている場合。
- （※9）入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合
- （※10）在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が 40 以上、退所時指導の実施、リハビリテーションマネジメントの実施、地域に貢献する活動の実施を行った場合
- （※11）介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上である場合。
- （※12）入所者に対し短期入所療養介護を行った場合

(4) その他

(単位：円)

日常生活費	実 費	(別紙【日常生活品リスト】をご覧ください。)
教養娯楽費	実 費	教養娯楽、個人的な趣味、活動に使用される物品
理 美 容 代	回 2,000	カット (顔剃り 1,000 円)
電 気 代	1 品／1 日 50	個人的に使用する機器等
私物洗濯代	月 3,000	回数により変動あり
診断書等	実費	文書の発行にかかる費用

2. 支払い方法

- ・毎月 10 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、振込（銀行、郵便局）、郵便局口座自動引き落としの 3 方法があります。入所契約時にお選びください。